

公有水面埋立法施行令

1. 案内情報

手続名	: 免許告示後の公有水面利用施設についての損害防止施設又は損害補償の請求
手続根拠	: 公有水面埋立法施行令第8条但書
手続対象者	: 水面利用施設設置者
提出時期	: 損害防止施設の設置又は損害補償を請求しようとする時
提出方法	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
申請書様式	: 同上
記載要領・記載例	: 同上

2. 窓口情報

提出先	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
受付時間	: 同上
相談窓口	: 同上

3. 手続情報

審査基準	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
標準処理機関	: 同上
不服申立方法	: (行政不服審査法の規定による)